

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公表番号】特表2013-523260(P2013-523260A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-502609(P2013-502609)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/378 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/378

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年2月17日(2014.2.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

埋め込み型医療装置と共に使用するための外部装置であって、

ハウジングと、

前記ハウジング内のコイルと、

前記ハウジング内の再充電可能バッテリと、

高透磁性材料を含む前記ハウジング内の磁気シールドと、

を含み、

前記コイル、前記磁気シールド、及び前記バッテリは、積み重ね状態で整列し、

前記磁気シールドは、前記積み重ね状態で前記バッテリと前記コイルの間に位置付けられ、

前記コイルは、埋め込み型医療装置に電力を供給するのに使用される、

ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記磁気シールドは、フェライトプレートを含むことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記再充電可能バッテリは、再充電可能プリズム形リチウムイオンバッテリを含むことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記外部装置の前記ハウジング内にプリント基板(PCB)を更に含むことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記磁気シールドは、接着によって前記PCBに取り付けられることを特徴とする請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記磁気シールド及びコイルは、前記PCBの第1の側面上に位置付けられ、前記バッテリは、該PCBの第2の側面上に位置付けられることを特徴とする請求項4に記載の装置。

【請求項7】

前記磁気シールド及びバッテリは、前記 P C B の第 1 の側面上に位置付けられ、前記コイルは、該 P C B の第 2 の側面上に位置付けられることを特徴とする請求項 4 に記載の装置。

【請求項 8】

前記磁気シールドは、前記コイルの範囲全体を覆うことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

前記コイル、バッテリ、及び磁気シールドは、前記積み重ね状態で同軸的に整列することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

埋め込み型医療装置と共に使用するための外部装置であって、

ハウジングと、

前記ハウジング内のコイルと、

前記ハウジング内の再充電可能バッテリと、

高透磁性材料で作られた複数のプレートを含む前記ハウジング内の磁気シールドと、
を含み、

前記コイル、前記磁気シールド、及び前記バッテリは、積み重ね状態で整列し、

前記磁気シールドは、前記積み重ね状態で前記バッテリと前記コイルの間に位置付けられ、

前記コイルは、埋め込み型医療装置に電力を供給するために使用される、
ことを特徴とする装置。

【請求項 11】

前記複数のプレートの各々は、フェライトプレートであり、

前記複数のプレートは、実質的に前記コイルの範囲全体を覆うタイル張り配置に構成さ
れる、

ことを特徴とする請求項 10 に記載の装置。

【請求項 12】

前記再充電可能バッテリは、再充電可能プリズム形リチウムイオンバッテリを含むこと
を特徴とする請求項 10 に記載の装置。

【請求項 13】

前記外部装置の前記ハウジング内にプリント基板 (P C B) を更に含むことを特徴とす
る請求項 10 に記載の装置。

【請求項 14】

前記磁気シールドは、接着によって前記 P C B に取り付けられることを特徴とする請求
項 13 に記載の装置。

【請求項 15】

前記磁気シールド及びコイルは、前記 P C B の第 1 の側面上に位置付けられ、前記バッ
テリは、該 P C B の第 2 の側面上に位置付けられることを特徴とする請求項 13 に記載の
装置。

【請求項 16】

前記磁気シールド及びバッテリは、前記 P C B の第 1 の側面上に位置付けられ、前記コ
イルは、該 P C B の第 2 の側面上に位置付けられることを特徴とする請求項 13 に記載の
装置。

【請求項 17】

前記コイル、バッテリ、及び磁気シールドは、前記積み重ね状態で同軸的に整列するこ
とを特徴とする請求項 10 に記載の装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

図5A及び図5Bは、形状ファクタが図4に示す外部充電器400に類似している埋め込み型医療装置のための改良された外部充電器500の1つの可能な実施形態の外部構成要素の側面図及び底面図をそれぞれ示している。充電器500は、全てが単一の積み重ね状態で同軸的に整列したバッテリ514、コイル108、及び磁気シールド504を収容する一体型、小型、薄型、無線外部充電器設計である。この実施形態の磁気シールドは、1つ又はそれよりも多くのタイル張りフェライトプレート504を含む。図5Aに示すように、外部充電器500はまた、中心軸512に沿って上半分510aと下半分510bに分けることができる、典型的には硬いプラスチックで形成されたケース又はハウジング510から構成される。クランプ502は、機械的に所定位置にプリント基板506を保持するのに使用することができる。クランプ502は、ケースの上半分の一部として形成されて示されているが、これは、他の手段を使用してケース510内の構成要素を安定化することができ、従って、厳密には必要でない。関連電子回路508は、あらゆる望ましい位置のPCB506上であるが、好ましくは、関連電子回路508においてあらゆる渦電流の発生を最小にするように磁気シールド504の背後に印刷することができる。バッテリ514は、コイル108からPCB506の反対側に置くことができる。円筒形バッテリではなくて薄いプリズム形バッテリは、薄型の充電器パッケージを考慮した充電器に使用することができる。例えば、PANASONIC（登録商標）からのリチウム鉄バッテリモデル第CGA633450Bは、34.0mm幅、50.0mm長、及びちょうど6.3mm厚の寸法を有する3.7V/1200mAh電源を提供する。